

民法(債権法)改正の要点 8

16. 債権の消滅

(1) 弁済

債務の弁済により債権が消滅することは基本ルールですが、旧法にはこれを規定する条文がなかったため、新法で明文化されました(新法 473 条)。

1) 第三者弁済について

債務の弁済は第三者もすることができます。新法は、弁済をするについて正当な利益を有する者でない第三者は債務者の意思に反して弁済することができないとし、ただし、債務者の意思に反することを債権者が知らなかったときは、債務者の意思に反していても弁済をすることができるとなりました(新法 474 条 2 項)。

新法は、弁済をするについて正当な利益を有しない第三者は、債権者の意思に反して弁済することができないとし、ただし、その第三者が債務者の委託を受けて弁済する場合において、そのことを債権者が知っていたときは債権者は受領を拒絶することができないとなりました(同条 3 項)。

2) 債務の履行の相手方

旧法でいう「債権の準占有者」(旧法 478 条)が何を指すか文言として不明確であるため、新法は受領権者(債権者および法令の規定または当事者の意思表示によって弁済を受領する権限を付与された第三者)以外の者であって取引上の社会通念に照らして受領権者としての外観を有する者」としました(新法 478 条)。

3) 代物弁済

旧法は代物弁済につき「負担した給付に代えて他の給付をしたときは、その給付は、弁済と同一の効力を有する」としていますが(旧法 482 条)、新法は「負担した給付に代えて他の給付をすることにより債務を消滅させる旨を契約をした場合において、その弁済者が当該他の給付をしたときは、その給付は、弁済と同一の効力を有する」とし、代物弁済契約が諾成契約であること、代物の給付により債務が消滅することを明文化しました(新法 482 条)。

4) 弁済の方法

新法には預貯金口座を通じた振込による弁済の規定が新設され、債権者がその預貯金債権の債務者に対してその払い込みにかかる金額の払い戻しを請求する権利を取得した時に弁済の効力が生ずるものとされました(新法 477 条)。

弁済の充当については旧法 488 条~491 条に規定されていますが適用関係が分かりにくく、実務では充当に関する合意に基づき充当がされることが多いことから、新法は適用関係を分かりやすいよう改めるとともに(新法 488 条、489 条)、弁済する者と弁済を受領する者との間の弁済の充当の順序に関する合意があるときは、その順序に従い、その弁済を充当するとの規定が新設されました(新法 490 条)。

5) 弁済供託

旧法は弁済供託の前提として弁済の提供の要否が不明でしたが、新法は弁済の提供が必要であることを明文化しました(新法 494 条 1 項 2 号)。

旧法は債権者不確知を供託原因とする供託について、債権者を確知できないことに

つき弁済者の無過失を要件としています（旧法 494 条後段）。債権者不確知となるのは債権者側の事情によることが多いことから、新法は債権者など供託の有効性を争う者が弁済者に過失があることの主張立証責任を負うこととしました（新法 494 条 2 項）。

旧法は弁済目的物が供託に適しないとき、またはその物について滅失もしくは損傷のおそれがあるとき、保存について過分の費用を要するときは、弁済者は裁判所の許可を得て競売に付しその代金を供託することができるとしていますが（自助売却、旧法 497 条）、新法はこれに加えて供託することが困難な事情があるときにも自助売却を認めました（新法 497 条 4 号）。

弁済供託の効果について旧法では必ずしも明確ではない部分があるところ、新法は供託による債権の消滅の時点が供託した時であること、弁済の目的物等が供託されたときは債権者は供託物還付請求権を取得することを明文化しました（新法 494 条 1 項、498 条 1 項）。

6) 弁済による代位

旧法は弁済をするについて正当な利益を有しない者が弁済したときは、債権者の承諾を得て債権者に代位することができるとしていますが（旧法 499 条、500 条）、新法は弁済をするについて正当な利益を有するか否かにかかわらず債務者の為に弁済した者は債権者に代位するとしました（新法 499 条）。

7) 担保保存義務

旧法は、債権者が故意または過失により担保を喪失、減少させたときは法定代位権者はその喪失、減少によって償還を受けることができなくなった限度においてその責任を免れるとしていますが（旧法 504 条）、新法はその代位権者が物上保証人である場合において、免責後にその物上保証人から担保目的物を譲り受けた第三者や特定承継人もその免責の効力を主張することができることを明文化しました（新法 504 条 1 項）。

旧法では、担保の差替えや一部解除に合理的理由があっても形式的に担保の喪失、減少に当たるときは免責の効力が生じてしまうので、全ての代位権者の同意を得ない限り担保の差替え、一部解除ができないため、円滑な取引が阻害されるという問題がありました。新法は、「取引上の社会通念に照らして合理的な理由があると認められるとき」は免責の効力を生じないこととしました（同条 2 項）。

(2) 相殺

1) 相殺制限特約

相殺禁止の意思表示につき、旧法は「善意の第三者に対抗することができない」としていましたが（旧法 505 条）、新法は「第三者がこれを知り、又は重大な過失によって知らなかったときに限り、その第三者に対抗することができる」としました（新法 505 条）。

2) 相殺禁止範囲の見直し

旧法は、不法行為に基づく損害賠償債権を受働債権とする相殺を禁止していますが（旧法 509 条）、新法は禁止範囲を限定し、①悪意による不法行為に基づく損害賠償債権を受働債権とする相殺と、②人の生命または身体の侵害による損害賠償債権を受働債権とする相殺を禁止しました。また、①、②にあてはまる債権であっても、他人

から譲り受けた債権であるときには、これを受働債権とする相殺は禁止されないとしています（新法 509 条）。

旧法は支払の差止め（差押え）を受けた第三債務者はその後に取得した債権による相殺をもって差押債権者に対抗することができないとしていますが（旧法 511 条）、新法は第三債務者にとっての相殺の担保的機能に対する期待の保護などの理由から、差押え前に取得していた債権でなく、差押え後に取得した債権であっても、差押え前の原因に基づいて生じたものであるときは、その債権による相殺を差押債権者に対抗することができるとなりました（新法 511 条 1 項、2 項本文）。ただし、第三債務者が差押え後に他人の債権を取得したときは相殺の担保的機能に対する期待を保護するに値しないため相殺を差押債権者に対抗することができないとなりました（新法 511 条 2 項ただし書）。

3) 相殺の充当

複数の債権債務が存在する場合の相殺の充当順について、旧法は弁済の充当に関する規定を準用するとしていますが（旧法 412 条）、新法は当事者の合意があればその順に従い、合意が無い場合は債権が相殺適状になった順に従うこととしました（新法 512 条 1 項）。

(3) 更改

旧法は、更改について債務の要素を変更する契約であり、更改によりその債務は消滅するとしていますが（旧法 513 条 1 項）、新法はより明確に更改は従前の債務に代えて①債務の内容について重要な変更、②債権者または債務者の交替を内容とする新たな債務を発生させる契約であり、更改により従前の債務は消滅するとしてきました（新法 513 条各号）。

1) 債務者、債権者の交替

旧法は、債務者の交替による更改は、債権者と更改後の債務者となる者の契約によってすることができ、更改前の債務者の意思に反する債務者の交替による更改はできないとしていますが（旧法 514 条）、新法は更改前の債務者の意思に反しても債務者の交替による更改ができるとし、この場合に更改は債権者が更改前の債務者に対してその契約をした旨を通知した時に更改の効力が生じるとしました（新法 514 条 1 項）。なお、債務者の交替による更改後の債務者は、更改前の債務者に対して求償権を取得しません（同条 2 項）。

債権者の交替による更改は、更改前の債権者、更改後の債権者、債務者の三者の契約によります（新法 515 条）。

2) 担保の移転

旧法は、更改の当事者の合意により更改前の債務の目的の限度において、その債務の担保として設定された質権または抵当権を更改後の債務に移すことができるとしていますが（旧法 518 条）、新法は債権者が単独で質権等を更改後の債務に移すことができるとなりました（新法 518 条 1 項）。